

山形県地域職業能力開発促進協議会の委員の募集（職業紹介事業者等）

山形労働局においては、山形県と共催により、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の規定に基づき、都道府県の区域において地域の関係機関が参画し、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う山形県地域職業能力開発促進協議会（以下「地域協議会」といいます。）を設置しております。

（別添 「設置要綱」 参照のこと）

つきましては、本協議会の構成員として参加いただく職業紹介事業者等を以下のとおり募集します。

1 構成員の役割

地域協議会で地域の人材ニーズ情報を共有する観点から、貴社（団体）が把握する求職者や求人者の動向等についてご説明をいただくとともに、訓練コースの設定等に関する意見交換へのご参加をお願いします。

2 構成員の任期

令和 8 年 1 1 月 1 日から令和 1 0 年 1 0 月 3 1 日までを予定しています。

募集にあたっては、構成員として 1 者程度を予定しています。それを超える応募があった場合は個別に相談させていただきます。

3 応募要件

以下の要件を満たす有料職業紹介事業者又はその団体とします。

- ① 山形県区域内の人材ニーズを把握しており、地域協議会において把握した人材ニーズに関して発言できること。
- ② 山形県区域内に事業所が存在していること。
- ③ 過去 3 年以内に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。第 3 章第 4 節の規定を除く。）に基づく行政処分（許可を除く。）を受けていないこと。

4 募集期間等

令和 8 年 9 月 1 4 日（月）から同年 9 月 2 5 日（金）の 1 2 日間募集します。

応募期間は、令和 8 年 9 月 1 4 日（月）から同年 9 月 2 5 日（金）までとします。

5 応募方法

応募期間内に、別紙様式に必要事項を記入の上、下記のアドレスまでご提出下さい。

・ メールアドレス kobayashii-masaharu@mhlw.go.jp

6 構成員の決定等

構成員の決定等については、応募者に対して後日ご連絡します。

7 その他

第1回山形県地域協議会については、令和8年11月中の開催を予定しています。

今年度は、その他に1回程度の開催を予定しています。

本地域協議会においては、提出された資料は原則公開となります。

また、協議会において、個別企業の営業行為と誤解を生じるおそれのある説明や資料の提出等については、事務局の判断でお断りする場合があります。

8 本件に関するお問い合わせ先

山形労働局職業安定部訓練課 電話 023-626-6106